

第六十七回
貴族院

刑法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

付託議案(追加)

刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案
小作調停法中改正法律案司法保護法案
裁判所構成法中改正法律案裁判所構成法中改正法律案
大正二年法律第九號中改正法律案司法代書人法中改正法律案
辯護士法中改正法律案公證人法中改正法律案
執達吏規則中改正法律案執達吏手數料規則中改正法律案
民事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中改正法律案(衆第十八號)

刑事訴訟法中改正法律案(衆第十九號)
舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル條約實施昭和十年三月二十日(水曜日)午後四時十
三分開會

○委員長(木場貞長君)

ソレデハ開會イタ

シマス、政府ノ御説明ヲ最初ニ伺ヒタイト
思ヒマスガ、御異議コザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(木場貞長君) 案ハ澤山ニナッテ確カ十七件ニナッテ居ルト思ヒマス、便宜合併シタリ又ハ別々ニ御審議願フコトニ致シマスガ、先づ以テ裁判所構成法中改正法律案ニ付キマシテ御説明ヲ願ヒマス。

○國務大臣(小原直君) 本會議ニ於テ極メテ概略ノ説明ヲ申上ダタノデアリマスガ、更ニ敷衍シテ申述ベタイト存ジマス、今回ノ裁判所構成法中改正法律案ノ主眼ハ、地方裁判所ヲ民事地方裁判所ト刑事地方裁判所トノ各獨立ノ裁判所ニ分離スルコトヲ得ル途ヲ開イタ點ニアリマスガ、是ハ専ラ東京地方裁判所ノ現状ニ鑑ミマシテ、其必要ヲ痛切ニ感ジテ居ル次第アリマス、最近十箇年ノ東京地方裁判所ノ平均取扱件數ハ、民刑合計一萬七千五百七十六件ニ達シ、而モ事件ノ内容モ年ト共ニ複雜ヲ加ヘマシテ、二件フ損失ノ補償ニ關スル法律案

○委員長(木場貞長君) ソレデハ開會イタ

シマス、政府ノ御説明ヲ最初ニ伺ヒタイト思ヒマスガ、御異議コザイマセヌカ

監督ノ下ニ置キマスクトハ其統制ノ全キヲ

期スル所以デハナイノデアリマス、事件ノ增加ニ付キマシテハ職員ノ増加ヲ圖ルコトハ固ヨリ肝要デアリマスガ、其監督統制ニ意ヲ用ユルコトモ亦甚ダ大切デ、殊ニ東京地方裁判所ハ申ス迄モナク中央衙デアリマシテ、事實上其執務ニ付テ範ヲ全國ニ示ス必要ガアルノデアリマシテ、益以テ監督統制ノ必要ヲ感ズルノデアリマス、此必要ノ爲ニ即チ監督統制ノ全キヲ期スルガ爲ニハ、職責ノ分野及事務ノ相違ニ從ヒマシテ、之ヲ民刑各個ノ地方裁判所ニ分離シ、以テ職員ヲシテ益其機能ヲ發揮セシムルコトガ最モ適切ニシテ緊要ナルモノト考ヘマシテ、本案ヲ提出イタシマシタノデアリマス、而モ偶、先年東京地方裁判所民事部廳舍新築ノ計畫ガ成リマシテ、其落成モ目睫ノ間ニ迫ッテ居ル今日ニ於テハ、最早到底遷延ヲ許サザル事態ニ立至ッテ居ルノデアリマス、民事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ分離セラル結果、刑事ノ民事又ハ刑事ノ事務ニ固定スルコトハ望マシクナイコトデアリマスカラ、本案ニ於キマシテハ控訴院長ニ民刑地方裁判所ノ判事ニ相互ニ代理ヲ命ズルコガ出來ル途ヲ開イテ居ルノデアリマス、尙

ホ前述ノ如ク地方裁判所ガ分離イタシマシタ場合ニ、其管下ノ支部及區裁判所ニ對スル司法行政ノ監督ノ權限及區裁判所ノ事務分配ヲ定ムル等ノ權限ノ行使ニ付キマシテハ、控訴院長自カラ之ヲ行ヒ、又ハ民事地方裁判所長若クハ刑事地方裁判所長ヲ指定シテ之ヲ行ハシムルコトト定メ、又民事地方裁判所ニ關シテ檢事ノ關與ヲ必要トスル場合ニハ、刑事地方裁判所ニ附置セラレテ居ル檢事局ガ之ニ當ルコト致シテ居ルノデアリマス、右ノ外檢事局ノ書記課ニ關スル規定ヲ改メ、現ニ各檢事局ニハ必ズ書記課ノ設ケラレテ居ル實情ニ徴シ、法制上モ院檢事局ノ監督書記ヲ書記長ニ昇格セシタル等、若干ノ改正ヲ本案ニ加ヘタノデアリマス、東京地方裁判所ノ廢止並ニ東京民事地方裁判所及東京刑事地方裁判所ノ設立ニ關スル法律案ト、管轄區域ニ關スル法律案トハ裁判所構成法中改正法律案ト相俟ツテ前述ノ民刑地方裁判所ノ分離獨立ノ趣旨ヲ達成シヤウトスルモノデアリマス、次ニ司法代書人中……

○委員長(木場貞長君) チョット御待チ下

サイ、構成法ダケ……

○國務大臣(小原直君) 一緒ニ申上ゲタ方

ガ便宜ダト思ヒマスカラ……

○委員長(木場貞長君) ソレデヤ一緒ニ伺

フコトニ致シマス

○國務大臣(小原直君) 次ニ司法代書人法

中改正法律案外四件ノ改正ハ、裁判所構成

法ノ改正ニ伴フモノデアリマシテ、即チ辯

護士ニ於キマシテハ地方裁判所ガ民刑ノ各

裁判所ニ分離サレマシタ場合ニハ、辯護士

名簿ハ刑事地方裁判所ニ備へ置キ、之ニ登

錄セラレタ辯護士ハ當然ニ民事及刑事雙方

ノ地方裁判所ノ所屬トナルコトトシ、更ニ

辯護士會ニ付テハ民事地方裁判所、刑事地

方裁判所每ニ別々ニ之ヲ設立スルノ要ナ

ク、民刑各裁判所ハ管轄區域ヲ同ジクスル

マス、又公證人法及司法代書人法ニ於キマシ

テハ、民事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ

分離セラレマシタ場合ニハ、公證人及司法

代書人ハ民事地方裁判所ノ所屬トナルコト

ヲ明ニシ、更ニ執達吏規則及執達吏手數料

規則ニ於キマシテハ、同法中地方裁判所長

ノ行フベキ權限ハ、民事地方裁判所及刑事

地方裁判所アル場合ニハ控訴院長自カラ之

ヲ行フカ、又ハ民事地方裁判所長若クハ刑

事地方裁判所長ヲ指定シテ行ハシムルコト

ト致シタノデアリマス、以上要スルニ東京

地方裁判所ノ現狀ニ付テ痛切ニ必要ヲ感ジ

テ居ル所デアリマシテ、何卒右御了承ノ上

速ニ御協贊ヲ切望イタス次第デアリマス

○委員長(木場貞長君) 御質疑ガアルナラ

バ……

○男爵德川喜翰君 司法代書人法中改正法

律案ニ付キマシテ、衆議院デハ司法代書人

ト云フノヲ司法書士ト云フヤウニ修正可決

サレテ居ルヤウニ見受ケラレマスガ、之ニ

對シテ政府ハドウ云フ御賛否ノ御意見デア

リマセウカ

○國務大臣(小原直君) 司法代書人ノ名稱

ヲ司法書士ト變更スルコトニ付キマシテ

ハ、本案ノ外ニ議院提出案トシテ衆議院ノ

委員會ニ現ニ審議中デアルノデアリマス、

マス、又公證人法及司法代書人法ニ於キマシ

テハ、民事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ

如キ、名稱ノ變更ノミハ甚ダ穩當デナイト

云フコトデ反對ヲ致シタノデアリマス、然

ルニ本法改正案ニ於キマシテハ單リ名稱ノ

ミナラズ、内容ニ付テノ改正ヲ提案イタシ

テ居リマスルノデ、只今申上ゲタヤウニ名

稱ノミヲ變ヘルノハ如何デアルカト云フコ

トハ稍々當ラナイヤウデアリマスガ、司法省

コトデゴザイマス、ソレヲ司法書士ト改メ

ルト言ヘバ、チヨット俗耳ニ入り難イ不便ガ

アルノデゴザイマス、ソレデ衆議院ノ委員

會ニ於キマシテ議院提案ノ法律案デ名稱ダ

ケヲ變更スルト云フ法律案ガ出マシテ、先

程大臣ガ述ベラレマシタガ如ク、唯法律案

ト司法書士ト云フ名稱トノ間ニ於キマシ

テ、衆議院ガ斯ク修正スルノハドウ云フ理

由ガアルノデアリマセウカ、實ハ此委員會

ニ直グ出テ來タノデ、法律案ヲ能ク見テ居

リマセヌシ、未ダ向フノ速記錄モ十分見マ

セヌノデ、司法代書人ト司法書士トノ間ニ

於ケル、イヅレ長短ガアルコトデゴザイマ

セウガ、司法書士トスレバドウ云フ彼等ニ

利益ナ點ガ增加スルノデアリマセウカ、其

セウガ、司法書士トスレバドウ云フ彼等ニ

點ヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 其點ハ衆議院ノ

委員會ニ於テ私カラ應答ヲ致シタ點デアリ

マスルカラ、私カラ德川男爵ノ御質問ニ對

シテ御答イタシマス、司法代書人ハ御承知

ハ實ハ贊成ヲ致シタノデゴザイマス、是ハ

内客モ伴ウテ居ル法律案デアリマシテ、其

序デニ名稱ヲ變ヘタイト云フ希望デアリマ

シテ、其名稱ニ付キマシテハ御承知ノ通り

辯護士、辦理士、計理士ト云フヤウナ名前

ノ御手本ガ出テ居リマスルシ、又代書人ト

ハ異ヅテ公證人ノ地位ヲ考ヘマシタナラバ、

矢張リ此士ト云フ名前ヲ希望スルナラバ、サウ云フ方ニ贊成シテモ差支ナイト思フテ其方ニ贊成イタシテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ次第デアリマシテ特ニ司法書士ト云フコトニ改正シナケベレナラナイト云フ理由モ見當ツテ居リマセヌノデ、強ヒテ反対スル事柄デモナイヤウデアリマスルケレドモ、結局ハ先程大臣ガ答辯セラレタ如ク現状ノ儘デ宜シイデヤナイカ、斯ウ云フコトニ致シテ居リマス

○委員長(木場貞長君) 今ノ案ニ付キマシテハ……

○委員長(木場貞長君) モウ御質問ゴザイ

○委員長(木場貞長君) 重ネテ御尋ネスルニ付キマシテ同ジ時ニ出テ居ルノデアリマスガ、代書人ノ方ハ實質的ニ御反対ナノデアルカ、マア代書人ト言ダテ今迄來テ居ルノデアルカラ、殊更法律デソレヲ認メル必要ハ無イト云フダケノ意味デスカ、ソコヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 只今御尋ノ後段ノ御意見ニ歸著スルノデアリマスルガ、公證人ノコトハマダ實ハ申ス場合デナイカモル譯デアリマスガ、是ニ付テハ判檢事ハ増員シナイノデスカ、又増員イタシマスレバドノ位ノ人數デゴザイマセウカ

○國務大臣(小原直君) 此改正案ハ現今ノ東京地方裁判所ガ職員ガ多ク事務ガ複雜デアリマスルガ爲ニ、之ヲ二ツニ分ケテ監督、統制ヲ全カシラメヤウト云フニ過ギナインデアリマスカラ、現今ノ情況ニ於キマシテハ各々之ヲ民事地方裁判所、刑事地方裁判所ノ二ツニ分ケテ、其所長ガ一名殖エル外ニ

若干書記ヲ増員イタシマスルガ、判事、檢事等ニ付キマシテハ何等ノ増員ヲ計畫シテ居ラヌノデアリマス

○委員長(木場貞長君) モウ御質問ゴザイ

○委員長(木場貞長君) トヲ御認メニナル、ソレカラ代書人ノ方ハ士ト云フコトヲ御認メニナラナイト云フ點ニ付キマシテ同ジ時ニ出テ居ルノデアリマスガ、代書人ノ方ハ實質的ニ御反対ナノデアルカ、マア代書人ト言ダテ今迄來テ居ルノデアルカラ、殊更法律デソレヲ認メル必要ハ無イト云フダケノ意味デスカ、ソコヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 只今御尋ノ後段ノ御意見ニ歸著スルノデアリマスルガ、公證人ノコトハマダ實ハ申ス場合デナイカモル譯デアリマスガ、是ニ付テハ判檢事ハ増員シナイノデスカ、又増員イタシマスレバドノ位ノ人數デゴザイマセウカ

○國務大臣(小原直君) 此改正案ハ現今ノ東京地方裁判所ガ職員ガ多ク事務ガ複雜デアリマスルガ爲ニ、之ヲ二ツニ分ケテ監督、統制ヲ全カシラメヤウト云フニ過ギナインデアリマスカラ、現今ノ情況ニ於キマシテハ各々之ヲ民事地方裁判所、刑事地方裁判所ノ二ツニ分ケテ、其所長ガ一名殖エル外ニ

若干書記ヲ増員イタシマスルガ、政府ト致シマシテハ、公證人ノ方モ今俄ニソレヲ公證士ト政府ガ改事等ニ付キマシテ、併シ未來ハドウ云フ風ニコトニ改正シナケベレナラナイト云フ理由由モ見當ツテ居リマセヌノデ、強ヒテ反対スル事柄デモナイヤウデアリマスルケレドモ、結局ハ先程大臣ガ答辯セラレタ如ク現状ノ儘デ宜シイデヤナイカ、斯ウ云フコトニ致シテ居リマス

○委員長(木場貞長君) モウ御質問ゴザイ

○委員長(木場貞長君) トヲ御認メニナル、ソレカラ代書人ノ方ハ士ト云フコトヲ御認メニナラナイト云フ點ニ付キマシテ同ジ時ニ出テ居ルノデアリマスガ、代書人ノ方ハ實質的ニ御反対ナノデアルカ、マア代書人ト言ダテ今迄來テ居ルノデアルカラ、殊更法律デソレヲ認メル必要ハ無イト云フダケノ意味デスカ、ソコヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 只今御尋ノ後段ノ御意見ニ歸著スルノデアリマスルガ、公證人ノコトハマダ實ハ申ス場合デナイカモル譯デアリマスガ、是ニ付テハ判檢事ハ増員シナイノデスカ、又増員イタシマスレバドノ位ノ人數デゴザイマセウカ

○國務大臣(小原直君) 此改正案ハ現今ノ東京地方裁判所ガ職員ガ多ク事務ガ複雜デアリマスルガ爲ニ、之ヲ二ツニ分ケテ監督、統制ヲ全カシラメヤウト云フニ過ギナインデアリマスカラ、現今ノ情況ニ於キマシテハ各々之ヲ民事地方裁判所、刑事地方裁判所ノ二ツニ分ケテ、其所長ガ一名殖エル外ニ

若干書記ヲ増員イタシマスルガ、政府ト致シマシテハ、公證人ノ方モ今俄ニソレヲ公證士ト政府ガ改事等ニ付キマシテ、併シ未來ハドウ云フ風ニコトニ改正シナケベレナラナイト云フ理由由モ見當ツテ居リマセヌノデ、強ヒテ反対スル事柄デモナイヤウデアリマスルケレドモ、結局ハ先程大臣ガ答辯セラレタ如ク現状ノ儘デ宜シイデヤナイカ、斯ウ云フコトニ致シテ居リマス

○委員長(木場貞長君) モウ御質問ゴザイ

○委員長(木場貞長君) トヲ御認メニナル、ソレカラ代書人ノ方ハ士ト云フコトヲ御認メニナラナイト云フ點ニ付キマシテ同ジ時ニ出テ居ルノデアリマスガ、代書人ノ方ハ實質的ニ御反対ナノデアルカ、マア代書人ト言ダテ今迄來テ居ルノデアルカラ、殊更法律デソレヲ認メル必要ハ無イト云フダケノ意味デスカ、ソコヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 只今御尋ノ後段ノ御意見ニ歸著スルノデアリマスルガ、公證人ノコトハマダ實ハ申ス場合デナイカモル譯デアリマスガ、是ニ付テハ判檢事ハ増員シナイノデスカ、又増員イタシマスレバドノ位ノ人數デゴザイマセウカ

○國務大臣(小原直君) 此改正案ハ現今ノ東京地方裁判所ガ職員ガ多ク事務ガ複雜デアリマスルガ爲ニ、之ヲ二ツニ分ケテ監督、統制ヲ全カシラメヤウト云フニ過ギナインデアリマスカラ、現今ノ情況ニ於キマシテハ各々之ヲ民事地方裁判所、刑事地方裁判所ノ二ツニ分ケテ、其所長ガ一名殖エル外ニ

若干書記ヲ増員イタシマスルガ、政府ト致シマシテハ、公證人ノ方モ今俄ニソレヲ公證士ト政府ガ改事等ニ付キマシテ、併シ未來ハドウ云フ風ニコトニ改正シナケベレナラナイト云フ理由由モ見當ツテ居リマセヌノデ、強ヒテ反対スル事柄デモナイヤウデアリマスルケレドモ、結局ハ先程大臣ガ答辯セラレタ如ク現状ノ儘デ宜シイデヤナイカ、斯ウ云フコトニ致シテ居リマス

○委員長(木場貞長君) モウ御質問ゴザイ

○委員長(木場貞長君) トヲ御認メニナル、ソレカラ代書人ノ方ハ士ト云フコトヲ御認メニナラナイト云フ點ニ付キマシテ同ジ時ニ出テ居ルノデアリマスガ、代書人ノ方ハ實質的ニ御反対ナノデアルカ、マア代書人ト言ダテ今迄來テ居ルノデアルカラ、殊更法律デソレヲ認メル必要ハ無イト云フダケノ意味デスカ、ソコヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 只今御尋ノ後段ノ御意見ニ歸著スルノデアリマスルガ、公證人ノコトハマダ實ハ申ス場合デナイカモル譯デアリマスガ、是ニ付テハ判檢事ハ増員シナイノデスカ、又増員イタシマスレバドノ位ノ人數デゴザイマセウカ

○國務大臣(小原直君) 此改正案ハ現今ノ東京地方裁判所ガ職員ガ多ク事務ガ複雜デアリマスルガ爲ニ、之ヲ二ツニ分ケテ監督、統制ヲ全カシラメヤウト云フニ過ギナインデアリマスカラ、現今ノ情況ニ於キマシテハ各々之ヲ民事地方裁判所、刑事地方裁判所ノ二ツニ分ケテ、其所長ガ一名殖エル外ニ

因リ生活上回復スペカラザル窮迫ノ状態ニ

陥ル恐ノアル場合ニ、裁判ニ依ツテ民事訴訟

法第五百七十條列舉ノ差押禁止物ノ外ニ、

更ニ必要ナル限度ニ於テ差押ヲ爲スペカラ

ザル財産ヲ定メル途ヲ開イタノデアリマシ

テ、之ガ改正ノ第一點デアリマス、之ニ依

リマシテ前述ノ三箇月間ノ食料等ノ保護ノ

ミヲ以テシテハ不十分ト認メラルル場合

ニ、適當ニ其範圍ヲ擴張スルコトガ出來ル

コトニナルノミナラズ、農業者ニ限ラズ一

般ニ債務者ニ付テ適用スル趣旨デアリマ

ス、之ヲ要スルニ本改正案ハ金錢債權ニ基

ク強制執行ニ付キ、債務者ノ有體動產中差

押禁止ノ範圍ヲ擴張シタモノデアリマス

ガ、有體動產ニ關スル差押ノ件數ハ最近十

箇年間ノ平均ニ於テ、二十九萬八千五件ノ

多數ニ上ボリ、最近十箇年間ノ金錢債權ニ

基ク強制執行ノ總平均數三十一萬九千四件

ニ對スル九割強ヲ占メテ居ルノデアリマス

ルカニ、本改正法律ヲ適當ニ運用スルナラ

バ、生活ノ窮狀ニ惱ンデ居ル農業者等ノ生

活ノ安定ニ相當ノ效果ヲ齎スコトガ出來ル

モノト信ジテ居ルノデアリマス、此意味ニ

於キマシテ、速ニ御協賛ヲ給ハラムコトヲ

切望スル次第デアリマス

○委員長(木場貞長君) 御質問ゴザイマセ

ヌカ

○男爵徳川喜翰君 如何デセウカ、此法律

案ハ、今日此委員會ニ付託セラレマシタノ

デマダ御覽ニナツテ居ラナイ方モ居リマセ

ウシ、ドウセ本委員會ハ今日一日デハ濟マ

ナイト思ヒマスカラ、明後日更ニ御開キ願

ヒマシテ、色々御質問ナサルコトニ致スヤ

ウニ、御取計ヒヲ願ツテハ如何デスカ

○委員長(木場貞長君) 御異議ゴザイマセ

ヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(木場貞長君) ソレデハ今日ハ此

程度デ散會イタシマス、次ハ二十二日午前

十時ニ開クコトニ致シマス

午後五時三分散會

出席者左ノ如シ

委員長

木場 貞長君

副委員長

男爵徳川 喜翰君

委員

子爵濱尾 四郎君

仁井田益太郎君

男爵本多 政樹君

政府大臣

司法大臣 小原 直君

大藏書記官

松隈 秀雄君

司法政務次官 原 夫次郎君

司法參與官 子爵舟橋 清賢君

司法省民事局長 大森 洪太君

司法書記官 黒川 涉君

昭和十年三月二十日印刷

昭和十年三月二十一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局